

よくあるご質問

Q1.「観光関連事業者等応援プロジェクト支援金」とは何ですか？

→応援プロジェクト支援金は沖縄県が実施する事業で、経済産業省の月次支援金に対する上乘せ事業となります。対象者は、経済産業省の月次支援金を受給した沖縄県内の事業者となります。

Q2.いつから申請できますか？

→2021年7月30日より申請受付を開始しております。

Q3.申請方法を教えてください。

→観光関連事業者等応援プロジェクト支援金の申請は、電子申請を予定しており、紙媒体の郵送等による申請の受付は予定しておりません。申請フォームは事務局ホームページ掲載の専用フォームより申請いただけます。

Q4.いつから支給されますか？

→申請書の不備、添付書類の不足等がない場合には、申請から10営業日程度での入金を予定しております。ただし、特定期間に申請が集中するなどした場合には、添付資料の不足等がなくても、10営業日を超えて入金されることがあります。

Q5.給付の対象を教えてください。

→次のすべての要件を満たす事業者が、支援金の給付対象となります。

①経済産業省が給付する2021年4月から8月までのいずれかの月の月次支援金を受給していること。なお、申請には「月次支援金の振込みのお知らせ」の写しが必要になります。

②沖縄県内に住所を有する個人事業者または沖縄県内に本社を有する法人事業者であること。

③公共交通運行継続支援金※1及び酒類販売事業者支援金※2を受給していないこと

※1 沖縄県では、一般常用旅客自動車運送事業等の許可を受け、沖縄県内に事業者を有している事業者に対して、運行継続のための支援を行っています。

※2 沖縄県では、酒類販売事業者及び酒類製造事業者に対する支援については、応援プロジェクト支援金とは別に、沖縄県商工労働部において予定しています。

また、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと沖縄県知事が判断する事業者については、支給の対象外となる場合があります。

Q6.支援金はどの程度支給されますか？

→個人事業主であれば上限10万円、法人事業者であれば2019年または2020年の4月から8月のいずれかの月の月間売上が300万円以下であれば上限20万円、300万円を超える場合は、上限30万円を給付いたします。

Q7.給付額の算定式について教えてください。

→次の計算式で給付額の算定が行えます。

個人事業者：基準月の売上－対象月の売上－10万円

法人事業者：(基準月の売上が300万円以下の場合)

基準月の売上－対象月の売上－20万円

(基準月の売上が300万円を超える場合)

基準月の売上×20÷300

※基準月とは、2019年または2020年の4月から8月のいずれかの月をいう。

※対象月とは、2021年4月から8月の基準月と同月の月をいう。

Q8.給付額についての留意点はありますか？

→個人事業者及び「2019年または2020年の基準月の売上が300万円以下の法人事業者」の場合、個人事業者の場合、基準月と比較月との差額(2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月)が少なくとも10万1千円、「2019年または2020年の基準月の売上が300万円以下の法人事業者」の場合は20万1千円を超えていなければ、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は算定式上、ゼロとなるため、支給されません。

なお、給付上限額に満たない申請の場合、対前年同月比などでの売上の減少幅が大きいほど給付額は増加します。申請月の選択にはご注意ください。

Q9.観光関連事業者等応援プロジェクト支援金も月次支援金と同様に毎月支給されるのか？

→観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は月次支援金と違い、一か月分のみでの支給とはなりますが、月次支援金を一か月でも受給していれば給付対象となります。申請の際に4月から8月のいずれかの月を選択していただきますが、申請した月を後から変更することはできませんので、申請する際は十分ご注意ください。

Q10.サポート会場はありますか？

→現在、沖縄県において検討中です。

Q11.申請書類は、どのような書類が必要となりますか？

→(個人事業主)

①月次支援金の給付が確認できる書類

(「月次支援金の振込みのお知らせ」通知裏面(申請番号等が記載されている面)の写しまたは月次支援金マイページの給付が確認できる箇所の写し)

②口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し※

※口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

③本人確認書類の写し(下記のいずれかの書類)

(運転免許(両面)、マイナンバーカード(裏面は不要)、写真付き住民基本台帳カード(裏面は不要)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、住民票の写し及びパスポート、住民票及び各種健康保険証)

④売上の減少が確認できる書類(月次支援金申請時に提出した基準月及び対象月の売上台帳 等)

(法人事業者)

①月次支援金の給付が確認できる書類

(「月次支援金の振込みのお知らせ」通知裏面(申請番号等が記載されている面)の写しまたは月次支援金マイページの給付が確認できる箇所の写し)

→②口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し※

※口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

③履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

④売上の減少が確認できる書類(月次支援金申請時に提出した基準月及び対象月の売上台帳 等)

Q12.月次支援金を受給していないけど、申請はできますか？

→申し訳ございませんが、給付条件として月次支援金を受給していることとありますので、月次支援金の申請よりお願いいたします。

Q15. 月次支援金とは、なんですか？

→月次支援金は、国(経済産業省)の給付金で、令和3年4月以降に発令された、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した事業者を対象に、個人事業者であれば上限10万円、法人事業者であれば上限20万円を月毎に給付するものです。詳しくは、月次支援金の相談窓口にてお問合せください。 ※月次支援金相談窓口 TEL.0120-211-240

Q16. 申請状況の確認をしたいのですが、出来ますか？

ご自身でのご確認をお願いしております。確認方法は次の通りです。

①申請状況の紹介ページを開いてください

※申請状況紹介ページは、申請入力フォーム1の4番目にあります。

②お控えいただいている 受付番号 を入力して照会ボタンを押してください。

③『K01-』から始まる『受付番号』を入力してください。